

港区立図書館条例新旧対照表

改正案	現行																
<p>(前略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="271 746 1066 1040"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港区立みなと図書館</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>港区立三田図書館</td> <td>東京都港区芝五丁目三十六番四 引</td> </tr> <tr> <td>港区立麻布図書館(港区立港 南図書館)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第七条 委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下</p>	名称	位置	港区立みなと図書館	(略)	港区立三田図書館	東京都港区芝五丁目三十六番四 引	港区立麻布図書館(港区立港 南図書館)	(略)	<p>(前略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 746 1962 1040"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港区立みなと図書館</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>港区立三田図書館</td> <td>東京都港区芝五丁目二十八番四 引</td> </tr> <tr> <td>港区立麻布図書館(港区立港 南図書館)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第七条 委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下</p>	名称	位置	港区立みなと図書館	(略)	港区立三田図書館	東京都港区芝五丁目二十八番四 引	港区立麻布図書館(港区立港 南図書館)	(略)
名称	位置																
港区立みなと図書館	(略)																
港区立三田図書館	東京都港区芝五丁目三十六番四 引																
港区立麻布図書館(港区立港 南図書館)	(略)																
名称	位置																
港区立みなと図書館	(略)																
港区立三田図書館	東京都港区芝五丁目二十八番四 引																
港区立麻布図書館(港区立港 南図書館)	(略)																

「法」という。) 第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、館及び分室の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一〜三 (略)

(後略)

付 則

この条例中第七条の改正規定は公布の日から、第二条第二項の表の改正規定は港区教育委員会規則で定める日から施行する。

「法」という。) 第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、館(港区立みなと図書館を除く。次条及び第十二条において同じ。)及び分室の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一〜三 (略)

(後略)